

苦情 当訪問看護ステーションに関する苦情の窓口は、所長 中嶋亜希子が担当しております。

ときわ会病院・明生園等の投書箱もご利用いただけます。

そのほか各自治体の介護保険担当窓口、及び青森県国民健康保険団体連合会苦情処理委員会（TEL 017-723-1336）に苦情を伝えることができます。

利用にあたり、訪問看護ステーション案内パンフレット、料金表、加算書の交付を受け重要事項並びに個人情報の利用に関する説明を受け、その内容について同意します。

令和 年 月 日

ときわ会訪問看護ステーション
南津軽郡藤崎町大字榊字亀田 2-1
所 長 中嶋 亜希子

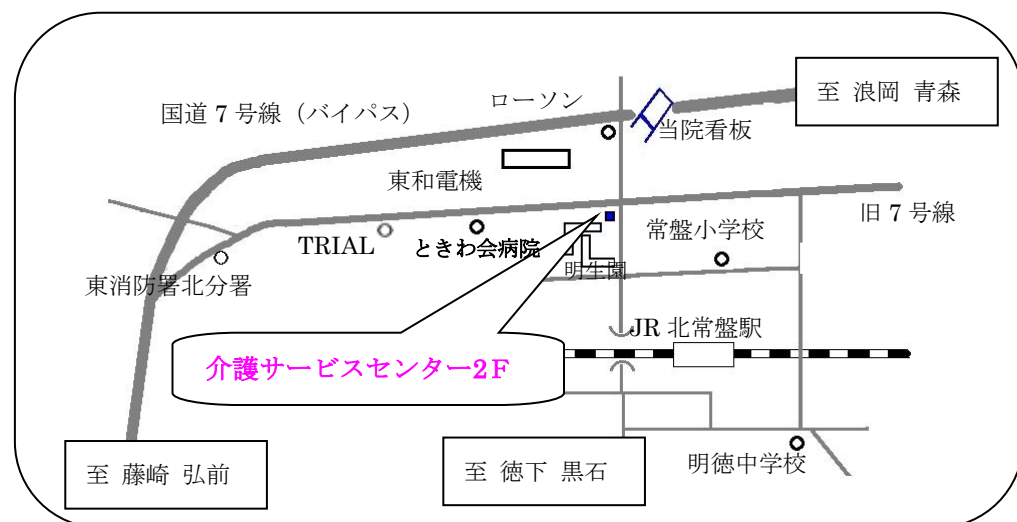
説明者 _____

利用者 _____

代理人 _____

利用者との続柄 _____

住 所 _____



医療法人ときわ会

[重要事項説明書]

ときわ会訪問看護ステーション

事業所名称 ときわ会訪問看護ステーション

所在地 青森県南津軽郡藤崎町大字榊字亀田 2-1
介護サービスセンター2 階

電話・FAX 0172-65-4335

指定事業所番号 0262390040



■ 訪問看護ステーションとは

在宅で療養生活を送っている方やご家族の方が、安心して日常生活を営めるよう看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士がご自宅にお伺いし、療養上のお世話・ご相談・看護・リハビリテーションなどを通して、心身の機能の維持回復、療養生活のお手伝いをさせて頂くものです。

ときわ会訪問看護ステーションでは、看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の専門スタッフが勤務しており、安心してご利用いただける幅広い訪問看護を提供しております。

■ 訪問看護ステーションの業務

看護師・准看護師の業務

在宅で生活している方に対して、身のまわりのお世話や医療処置などの支援を通して安心して生活できるようサービスを行っていきます。

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の業務

心身機能・能力の維持回復、生活環境整備、また作業等を通して余暇時間を活用するなど、在宅でのリハビリテーションを行います。

■ 職員の体制

看護師 4 名（管理者 1 名含む）

理学療法士 1 名

作業療法士 2 名

言語聴覚士 1 名（非常勤）

■ 次のようなサービスを行います

- ・病 状 観 察

・褥 瘡 予 防 ・ 処 置

・医師の指示による医療処置

・カテーテル・医療器具の管理

・介 護 や 健 康 相 談
- ・療 養 上 の お 世 話

・認 知 症 の 看 護

・リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン

・家 屋 改 修 の 相 談

・福 祉 制 度 等 の 相 談

■ 次のような方にご利用いただけます

- ・要介護認定を受けた方で、居宅サービス計画（ケアプラン）に訪問看護を希望した方。
- ・病気やケガなどによって家庭で寝たきりか、寝たきりに近い状態にある方でかかりつけの医師が必要と認めた方。
- ・かかりつけの医師がいない方、訪問看護を必要と感じている方は、お気軽にご相談ください。また、居宅サービス計画変更の援助等も行います。

■ かかりつけの医師・病院・往診とのかかわり

- ・かかりつけの医師の往診、訪問診療、通院などはそのまま受けられます。
- ・かかりつけの医師の指示書により訪問看護を実施します。
また、病状が急変した場合には、かかりつけの医師の指示を受けて対応します。
※ 指示書は有料になります。かかりつけの医療機関でお支払いください。（3000 円／回の 1 割・3 割負担）

■ ご利用の方法

- ・介護保険の受給資格がある方は、居宅サービス計画の作成を依頼した居宅介護支援事業所、又は当訪問看護ステーションへご相談下さい。
- ・介護保険対象外の方はかかりつけの医師、又は当訪問看護ステーションへお気軽にご相談下さい。
- ・申し込みに必要なもの

介 護 保 険 の 受 給 者	・介護保険者証・介護負担割合証・健 康 保 険 者 証
介 護 保 険 以 外 の 場 合	・高齢者受給者証 ・健康保険者証 ・後期高齢者医療被保険者証 ・特定医療受給者証・限度額適用認定証

※ 身体障害者手帳・特定疾患医療受給者証・健康手帳をお持ちの方はあわせてご提示下さい。

■ 営業日時

営業時間	平 日	午前 8 時 50 分から午後 4 時 50 分
	土曜日	午前 8 時 50 分から午後 0 時 30 分
定 休 日	日曜・祝日・10 月第 3 土曜日	
	12 月 31 日～1 月 3 日（年末年始）	8 月 13 日午後・8 月 14 日午後

緊急時訪問看護を実施しております。

（24 時間看護師が携帯電話を持ち、連絡が取れる体制です）

■ サービス提供地域

当ステーションで通常事業を行う地域は次のとおりです。

藤崎町・田舎館村・青森市（浪岡地区）・板柳町・弘前市（一中・東中学区）

五所川原市（高野、持子沢地域のみ）・黒石市（浅瀬石まで）

平川市（旧尾上地区のみ）

※ 地区外の方は交通費（1 回 200 円）がかかります。

■ 利用料 別紙参照

※ 介護保険の場合、給付の範囲を超えたサービス利用を希望される場合には、超えた部分に関して全額自己負担（別紙利用料の 10 倍）となります。

※ 医療保険の場合、保険に応じ 1～3 割負担、自己負担上限額に応じて負担となります。

■ サービス終了の手続き

- ・サービスの終了を希望する場合は、希望する 1 週間前までに電話等でご連絡ください。
- ・当事業所の都合で終了させていただく場合は終了 1 ヶ月前までに文書でご連絡いたします。
- ・ご利用の方が、施設等に入られた場合及び亡くなられた場合は、電話等でご連絡ください。
- ・当事業所が社会通念を逸脱するような行為を行った場合は、文書又は電話等で解約を通知することにより即座にサービスを終了できます。
- ・ご利用の方又はご家族の方が、本契約を継続しがたいほどの背任行為を行った場合は、文書により通知し即座にサービスを終了する場合があります。

■ その他

虐待防止の対応 サービス提供中に当事業所従業者又は養護者による虐待・暴力を受けたと思われる利用者を発見した場合は、市町村及び警察に通報いたします。

ハラスメント対応 利用者や利用者家族より性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動があり、看護師等の就業環境が害される場合は、サービスを停止させていただきます。

感染症や災害時の対応 感染症や非常災害の発生時において利用者に対してサービスの提供を縮小または休止とさせていただきます。

プライバシー保護 業務上知り得た個人及びご家族の情報は厳守します。
ただし当事業所のサービスを利用する期間中は、担当者会議等で利用者の利益に資する場合に限り、情報提供する場合があります。
（居宅介護支援事業者、利用者が利用する他事業者との会議、情報交換の場合）

事故発生時の対応 サービス提供中に事故が発生した場合、速やかに対応するとともに、当法人内の医療安全対策委員会又は市町村等に連絡致します。